

小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成23年2月22日(火) 午後7時05分～午後8時30分
場所 小田原市役所 601会議室

2 出席した教育委員の氏名

- 1番委員 山田浩子
2番委員 前田輝男 (教育長)
3番委員 桑原妙子 (教育委員長職務代理者)
4番委員 和田重宏 (教育委員長)
5番委員 山口潤

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

- | | |
|------------------------|--------|
| 学校教育部長 | 川久保 孝 |
| 生涯学習部長 | 三廻部 洋子 |
| 生涯学習部次長・生涯学習政策課長事務取扱 | 関野 憲司 |
| 教育総務課長 | 曾我 勉 |
| 学校教育課長 | 伊澤 秀一 |
| 教職員担当課長 | 長澤 貴 |
| 教育指導課長 | 西村 泰和 |
| 生涯学習センター担当課長 | 高橋 幸男 |
| 青少年課長 | 瀬戸 伸仁 |
| 文化財課長 | 奥津 晋太郎 |
| スポーツ課長 | 苅谷 一義 |
| 図書館長 | 鈴木 健 |
| 学校教育課長補佐・学事担当主査事務取扱 | 内田 清高 |
| 教育指導課長補佐兼指導主事
(事務局) | 栗畑 寿一朗 |
| 教育総務課長補佐・総務担当主査事務取扱 | 向笠 勝彦 |
| 教育総務課上級主査 | 瀬戸 英樹 |

4 協議事項

- (1) 小田原市社会教育委員からの意見書について (生涯学習政策課)

5 議事日程

- 日程第1 報告第1号 事務の臨時代理の報告(平成23年度当初予算)について
(学校教育部、生涯学習部)
- 日程第2 報告第2号 事務の臨時代理の報告(小田原市奨学基金条例の一部を改正する条例)について (学校教育課)
- 日程第3 報告第3号 事務の臨時代理の報告(小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例)について (教育総務課)
- 日程第4 議案第3号 小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 (学校教育課)
- 日程第5 議案第4号 小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行にかかる協議について (教育総務課)

6 報告事項

- (1) 御用米曲輪整備計画(実施設計)の進捗状況について (文化財課)

7 議事等の概要

- (1) 委員長開会宣言
- (2) 会議録署名委員の決定…桑原委員、山口委員に決定
- (3) 協議事項 (1) 小田原市社会教育委員からの意見書について (生涯学習政策課)

和田委員長…それでは、協議事項(1)、「小田原市社会教育委員からの意見書について」を議題といたします。今回、小山田社会教育委員から、教育委員会に対し意見の申し出をしたいということで、資料1のとおり「(仮称)生涯学習大学構想に関する意見書」が提出されました。社会教育法第17条第2項には、「社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。」とされております。つきましては、小山田社会教育

委員ご本人からご意見をいただきます。

社会教育委員…今回資料1でお出しした意見書に記載していないことを中心にお話いたします。実は私自身も事業仕分けの仕分け人として、生涯学習関連についての事業仕分けをやらせていただきました。自分自身で評価をつけさせていただきましたが、その時に評価者の意見の中では、要改善ということで、大きく言えば官から民へという形の流れをすべきであるという意見もあったことは確かですが、こんなに早く急激にやるということは想定していませんでした。私から見ると非常に唐突にきたと思っています。記載してありますが、手続きの仕方と中身のやり方に関して、どうなのかなと思っています。一点目として、今回この生涯学習大学構想に関しては、社会教育委員会議で報告事項にとどめており、議論するということがありませんでした。本来これが本当にあるべき姿なのかどうかを考えていただきたいと思います。別に変わるものとしてシルバー大学の方で協議をされたと伺っておりますが、シルバー大学は小田原市独自で条例を作り設置要綱を持っているもので、社会教育委員会議は国の法律でそういうものを設けても良いということで設けられていると私は認識しております。つまり、国民の代表である国会で選ばれた代表者で法律を作っておきなさいという意味では、社会教育委員会議というのは、非常に大きな、ステータスの高い委員会だと思いますけれども、社会教育委員会議の中で、そういったことが議論されたことが無いということが、私はかなり大きな問題点だと思っています。そういった意味も含めて、①で書いてある部分で法律用語で言うところと瑕疵があると言わざるを得ないと思いました。二点目は、社会教育をやっていく中で、例えばおだわら塾で言えば、他のどの市にも負けないすばらしいものです。これを、官から民にすることによって、ついていけなくなってそのシステムが壊れてしまうということがあります。私は、何でも民営化すれば良いというものではないと思っています。どこを民に任せて、どこを官でやらなければいけないのかということ、熟議して整理していかないと非常に危険だと思います。そのようなことを感じるような進め方だったと感じたので、意見を述べさせていただいているということです。記載してありますが、おだわら塾でフェスティバルをやる時には、ボ

ランティアで皆さんやっていますが、準備が終わった時に、お礼を兼ねて委員の方がおしるこを作って皆さんに振舞っています。そういう文化があるんですが、民営化をすることによって今まで行政が助けてくれたことが、ある日突然助けてくれない状況、後は自分達でやってくれとなった時に、本当に小田原市の社会教育の中核を担う生涯学習大学というものが、そういうことに耐えていけるのか。また、民営化するということは、我々も責任を感じなければいけません、担当する行政の方も非常に大きな覚悟をしなければならないと思います。その覚悟が本当であって今回のことをやっているのかと言われると、私はどうしても、その進め方やスケジュール、行政がどういう形で今後5年間関わっていきこうとされているかという工程表がないと市民の人達は安心しないと私は思います。市民教授の方を含めて、本当に生涯学習大学ということについて、理解がまだ進んでいません。出来る限り行政が、いつまでにどういうところをどの範囲でやっていくのか、財政措置を講じていくのか。その中で、市民がどのように自立していくのかということを見守ってほしいですし、一緒の立場で協力をしてほしい。市民ニーズをしっかりと把握をしていただいて、行政の方に覚悟を持ってやっていただきたい。もちろん、我々も一生懸命やりますけれども、やってもはしごを外されたら絶対に良いものにならない。こんなはずではなかったということが無いようにしていただきたい。それを是非教育委員の皆さんにも現場に来て、見て、チェックをしていただきたいと思います。非常に大きな政策的な転換だと思いますので、一歩間違えると大変な危険性をはらんでいるんだということ、その中でどのように動きだしたらいいのかということを見て、何かあったら言っていただきたいと思ひまして、意見書を書かせていただきました。

和田委員長…それでは、ただいまの意見陳述について、委員の皆様から質疑、御意見等いかがでしょうか

前田教育長…今日ご意見をいただきましたが、これは個人の意見なのか、社会教育委員会会議の総意なのか、どちらでしょうか。

社会教育委員…私の個人的な考え方で、総意ではありません。ただ社会教育委員会会議の中で、私がこの会議に出ますということは事務局から発表がありまして、

通知はしています。今日も傍聴で議長が来られています。

前田教育長…社会教育委員会議で議論がされていないことは受け止めておりますが、見通しを示唆するような、行政の役割分担などの話はありませんでしたか。

社会教育委員…おそらくあったと思いますが、それが十分ではないという認識であります。いつまでに、こういうふうな関わりを行政がするから、こういうことをやってくださいということと一緒に考えて、方向付けをつけていくというやり方である工程表が無いと、いつ何をやっていいのか分からない。例えば、3年経った時に、ある日突然もう事務室は貸せませんから出てってくださいとか、予算は付けられなくなりましたという話になった時に、それこそ生涯学習大学構想は潰れてしまう。今まで、先輩達がやってきた生涯学習大学のいろんな良さが無くなってしまいう危険性があるんじゃないですかということをおし上げたいということです。

桑原委員…話し合いが十分行われていないというのは、どのような理由からそう思われるのでしょうか。

社会教育委員…私はこの8月から社会教育委員をさせていただいておりますので、まだ会議自体は2～3回しかやっていますが、その中でこの生涯学習大学ということが俎上に載ってきたのが、ついこの間の委員会でした。もちろん私は流れとしてあるということは知っていましたが、社会教育委員会議の議題として出たのは、その1回で報告事項だったということです。

桑原委員…その時に話し合いをしたいとか、そういう提案はなさらなかったのでしょうか。

社会教育委員…私はするべきだ、非常に問題であるということは申し上げましたが、時間も無かったので、あまりその後の議論は特にありませんでした。私は議論をしたかったです。

桑原委員…終わりの方でおっしゃった現場を見に来てほしいというのは、具体的には例えばどういうことでしょうか。

社会教育委員…例えば、おだわら塾では、委託をすることをめぐって現場で詰めています。その会議の現場に来ていただくのも良いでしょうし、あるいはフェスティバルや企画講座などに来ていただいて市民がどれだけ参加をしているのか、どのような生涯学習講座が行われているのかなど民間委託して

も大丈夫かなど見ていただきたいです。

山田委員…意見をお聞きして、熱意や心配をなさっていることはよく分かりました。

確かに市民の方もあまり知らないような感じがしました。移行する時に行政と市民の方との話し合いの場などを持ってうまく進んでいけばよいと思いました。多分、市の方も協働でやるというのは、無くなるというのはのではないかと思いますから、あまりご心配なさらなくてもよいのではないかと思います。

和田委員長…それは、事務局の方にお聞きいたします。

生涯学習部次長…まず、小山田社会教育委員から、なぜ社会教育委員会議の中で論議をしなかったのかということにつきましては、私どもの方でも検討いたしました。これは各種講座に関わる部分になりますので、市の組織の中で学識経験者とかそれぞれの講座に関わっている方々が入っているメンバーのところなど、どこが一番相応しいか考えたときに、結論としてシルバー大学運営委員会を選ばせていただきまして、その中で協議をしていただいたということです。ですから、まず時間が無かったあるいは社会教育委員会議の中で十分な議論ができなかったというのは、確かにその通りのところではございますが、違う形、実務的なレベルを優先させていただいたということではございます。今後のことを含めて、拙速で唐突だということですが、これも内容的にはきらめき☆おだわら塾の運営委員会のところで、市の方といたしましては、平成21年度の事業仕分け以降、22年度になってからも議論を進めてまいりましたが、中々方向性が定まらない中で、今年の7月あたりから具体的な動きを始めたということでございます。7月から約半年を少し過ぎたところで、やっと形が見えてきて、1月に初めて開設フォーラムという形でお披露目できたというところではございます。言われるとおりがりぎりになっていることは確かですが、学習講座につきましては、当然ここで完成するとかではなく、まず一步踏み出してその中できらめき☆おだわら塾の良いところは良いところで、きちっと保ってもらいながら、他のところもシルバー大学の良いところは良いところで、出来るだけ残しながら、探りながら推進していこうとするものです。ですから、まだ市民の皆様によく知られていないという点は、これから周知してまいりますし、

スタートさせていきたいと考えております。

和田委員長…ということは、小山田社会教育委員がおっしゃっていた、いわゆる2階に上げておいてはしごを外されるような不安はないということでしょうか。

生涯学習部次長…中々財政的なことを含めた将来のことをはっきりとお話できませんが、例えば、来年度は前回予算のところでお話いたしましたとおり、私どもとしては出来る範囲のことをしていきたいと考えておりますし、当然翌年見直しは必要となりますが、その後どうするのかということは関係者の中で協議をしながら、翌年度以降さらにどうしていくかということも協議をしながら進めていきたいと思っています。

前田教育長…開設フォーラムの時に、瀬沼先生からお話がありましたが、あの考えは市も同調した考えになっています。鹿沼市の話などありましたが、その中に行政と民間の役割分担や今後の移行計画などが示されました。あれを見たときに、スタートしたばかりで直ぐに結論を出していくべきではないと印象を受けています。ご提案でもあります当然定期的に修正していく必要があると思いますし、熟議も確かにありませんでしたが、市長さんも市民が主役とおっしゃっておりますし、行政支援は大丈夫だと私は思います。

和田委員長…私も教育委員長であると同時に民間の活動を盛んにやっております、行政との協働事業を沢山やってきました。それで言えることというのは、実は民の方も、時代の変化に対してきちんと向き合って努力すべき点というものも沢山あるということを感じています。すべて今までのように、官主導であって、そちらですべてがお膳立てされていて、それにくっついていくという時代ではないような気がします。対等のフィフティ・フィフティの関係で協働事業を展開していくというのには、結構民の方も努力しなければならない点があると、民の方の立場から感じることもあります。時代が大きく変化していますので、柔軟に双方が取り組んでいかなければならないと思います。最初におっしゃった進め方が拙速だったということは良くわかります。そんな事情があるんだろうなということもわかりますし、実際にそのようなものがポンと出されて戸惑われることもわかります。一つお聞きしたいのは、いくつかある事業が一つにまとめられるということで、一般市民にとって不都合なことはありますか。

社会教育委員…私は基本的に不都合な点はないと思っています。ただその時に、今まであるものが、大きく変わる時には不安になる方も当然いるのが事実です。特に今回は、官でやっているものが民間委託にもっていきたいという大転換をするというものですから、その時にどういうふうにメンテナンスをしていくか、一緒にやっていくようスタートラインに立つかということが非常に大事ではないかと思っています。民間も変わらなければいけないと思いますし、講座を安穩と受けていた方も変わらなければいけないですが、何でもスパッと変わると人間はうろたえますので、そこの部分のメンテナンスをしっかりして一緒にやろうよという空気を作ってもらいたいということです。小さいものが細かくあって、それが違うところで活動するよりは、大きく束ねて大きな力でやるほうが良いと思っています。

前田教育長…社会教育法が平成20年6月に一部改正され、社会教育行政の体制の整備を図る意味からも社会教育委員会議の中でも熟議していただきたいし、我々もこういう話し合いを望んでいますので、またよろしく願いいたします。

和田委員長…私は民間で青少年の健全育成を行っていますが、欧米諸国に比べて日本の子どもたちに対する社会教育というものが、非常に少ないのではないかと感じています。生涯学習というと年齢が高い方が対象になっていて、子どもたちに小さい時から社会参加していくという働きかけをしていかなかったがゆえに、成人になっても社会参加ができないような引きこもりやニートの人達が増大しているような気がしています。是非、この点について社会教育委員会議の中で、子どもたちの社会教育について、注視していただきたいと思います。

社会教育委員…世代間交流ということで、子どもたちをいかに大人の方達と交流させ、社会参加をさせるためには、社会教育委員としてどういうふうなきっかけ作りをしたら良いかということ、今年に具体的にやりはじめています。また、実際社会教育委員会議として企画をやるのかわかりませんが、すばらしい事例を研究して、そこの共通点は何なのか再度洗い出して、どのようにしたら世代間交流が図れて、子どもたちの社会参加がしやすくなるのかということをやろうとしていますので、期待しててください。

和田委員長…最後に私から委員長見解をお話して終わりにしたいと思います。市民と行政が協働ということに向かっていくということは間違いないことだと思いますし、今回のお話の内容は、総合計画で進める新しい公共の実践的事業だと思います。いわゆる進め方というところでは、スケジュール的にタイトであることは確かですが、今後関係団体等との調整にお互いに努力をしていくことは必要であると感じました。行政企画講座を含めて、おだわら生涯学習大学の具体的な講座内容が、まだ不明確であり、それを市民に分かりやすく示す必要があると思います。いずれにしても、平成23年度はスタートでありますので、生涯学習大学の理念を共有し、市民や団体と協働で大学事業をスタートさせ、歩みながら進みながら事業を発展させていくことが求められるだろうと感じました。これからも、教育委員会や社会教育委員会には、その状況を報告してもらい、必要な協議をしていく必要があると感じました。以上です。

(その他質疑・意見等なし)

(4) 日程第1 報告第1号 事務の臨時代理の報告(平成23年度当初予算)について(学校教育部、生涯学習部)

日程第2 報告第2号 事務の臨時代理の報告(小田原市奨学基金条例の一部を改正する条例)について(学校教育課)

日程第3 報告第3号 事務の臨時代理の報告(小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例)について(教育総務課)

提案理由説明…教育長、教育総務課長、学校教育課長

前田教育長…それでは、報告第1号から報告第3号までの3件の「事務の臨時代理の報告について」を御説明申し上げます。市議会3月定例会に係る教育委員会関係の平成23年度当初予算及び条例議案について、市長に対し意見の申し出をしました。これは、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第14号に基づく当会議の付議事項であります。急施を要し、会議を開くことができませんでしたので、同規則第4条第1項

の規定により、事務を臨時に代理させていただきました。ついては、同条第2項の規定により、御報告するものでございます。細部につきましては、所管課から御説明申し上げます。

教育総務課長…それでは、私から〔報告第1号事務の臨時代理の報告（平成23年度当初予算）について〕を御説明申し上げます。この予算案につきましては、2月16日に開会した市議会に提出され、3月24日に議会の議決を受けて正式な予算となります。まず、小田原市全体の予算編成の基本的な考え方について御説明させていただきます。非常に厳しい財政状況の中、平成23年度からスタートする新総合計画に基づき、住民サービスの水準を維持・向上させるとともに、これまでのまちづくりへのチャレンジの成果を、将来都市像である「市民の力で未来を拓く希望のまち」の具現化に向けて確たるものとする必要があることを踏まえ、「先導的施策への積極的な予算配分」「民間／市民の力を育てる予算」「既存事業案件への注力」「維持管理型の予算」「懸案解決への果敢な投資」の5つの基本方針に基づき予算化したものでございます。これは、新総合計画の「市民の力で未来を拓く希望のまち」を作るための条件であり、まちづくりの目標として「いのちを大切にすること」という中に子育てや教育の部分が入ってきます。また、「希望と活力あふれる小田原」という中に歴史や文化、特に社会教育の部分が入ってきます。このように教育委員会の中で、総合計画に合わせた予算としております。一般会計では、総額で582億円となり、前年度比較で7億円増額になっております。予算全体では、1367億1727万円、前年度比較で約26億6000万円余の増額で対前年度伸率は1.99%増となっております。それでは、教育費について御説明いたしますので、資料の平成23年度当初予算要求概要《教育費関係》の次のページの教育費予算総括表を御覧ください。左下端に「総合計」の金額がございすが、49億5533万3000円を計上いたしました。平成22年度予算に比べ6584万3000円の減額、率にして1.3%の減となっております。一般会計全体の構成比の占める割合は、昨年度8.73%でしたが、今年度8.51%となり微減となっております。予算全体の歳入については、個人市民税の大幅な落ち込みがある中、地方交付税や国庫支出金でまかな

っております。歳出については、扶助費がかなりの額で上がっております、公債費は減っているものの、義務的経費全体では、毎年増加し、3.32%の増となっております。各項目の主な事業の内容につきましては、次のページの予算書のとおりですが、こちらも1月定例会の協議事項で主な概要について御説明させていただいておりますので、事業内容等の詳細の説明は省略させていただきます。以上で、報告第1号の「事務の臨時代理の報告について」の説明を終わらせていただきます。

学校教育課長…続きまして、報告第2号事務の臨時代理（小田原市奨学基金条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。この件につきましては、去る教育委員会1月定例会の協議事項の中で概要を説明させていただきましたが、小田原市奨学基金条例の一部を改正する条例について、市議会3月定例会に上程いたしましたので御報告させていただきます。簡単に概要の説明をさせていただきます。平成21年度までは、授業料相当額を支援しておりましたが、高等学校等の就学につきましては、授業料以外にも大きな経済的な負担があるということから、経済的な理由で就学が困難、また学業優良な生徒の保護者に対しまして、教科書や図書、学用品等の学校教育費の一部を奨学金として支給をしていこうとする制度でございます。改正理由でございますが、奨学金の財源といたしまして奨学基金の全部又は一部を処分することができることとするほか、奨学基金を財源とする修学を奨励する事業の対象者の範囲を拡大するため改正するものでございます。その内容につきましては、裏面の内容の1の第2条関係にございますように、奨学基金を財源とする修学を奨励する事業の対象者に、従来の高等学校の課程のほか、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の課程、専修学校の高等課程及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程の修学に困難がある者を加えることとするものでございます。次に、内容の2の第7条関係につきましては、修学を奨励する事業の財源に充てる場合に限り、奨学基金の全部又は一部を処分することができることとするものでございます。この条例の適用は、平成23年4月1日からでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

教育総務課長…続きまして、私から報告第3号「事務の臨時代理の報告（小田原市教育

長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例)について」を御説明いたします。資料の2枚目を御覧いただきたいと存じます。「小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」の改正理由につきましては、本市の厳しい財政状況に鑑み、市長、副市長及び教育長の給料月額の減額措置の期間を市長の任期満了の日まで延長するため改正するもので、平成23年4月1日から施行しようとするものです。次のページを御覧ください。「小田原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」の改正理由につきましては、退職後に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められるに至った者の退職手当の全部又は一部を返納させることができることとする等、退職手当について国家公務員の退職手当制度に準じた新たな支給制限及び返納の制度を設けるため改正するもので、これに伴う所要の規定の整備を「小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」でも行うもので、公布の日以降の退職に係る退職手当について適用するものです。なお、4ページ以降には改正理由及び内容について記載してございますので、後ほど御覧いただければと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

(質 疑)

山田委員…松永記念館交流事業の美術館交流とは、具体的にどのようなものなのでしょうか。

生涯学習部次長…松永記念館の美術館交流事業につきましては、今回新たな事業であり、松永記念館は本来純粋な美術館ではありませんが、小田原市の施設の中では、美術品等展示する施設として唯一と言っていい施設であります。その機能を少し高めようとする意図から、地元板橋地域の住民と市の協働による地域固有の歴史・文化資産を活用した催事と近隣の美術館等との連携による質の高い美術品の展示会等を実施し、松永記念館の交流拠点としての機能を高めようとするものでございます。

山田委員…この奨学基金制度の周知方法や手続きの手段はどのようになっているの

でしょうか。

学校教育課長…広報で周知を図るとともに、各高等学校等にもこの制度についての周知をいたしまして、お子さん達に連絡していただきます。申請が上がってきましたら、選考委員会を設けて、経済的な面や学業等を判断しながら選考をいたします。

(その他質疑・意見等なし)

(5) 日程第4 議案第3号 小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 (学校教育課)

提案理由説明…教育長、学校教育課長

前田教育長…それでは、議案第3号「小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を御説明申し上げます。当該規則改正につきましては、幼稚園において行う延長保育の実施時間を延長するため、行おうとするものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

学校教育課長…それでは私から、議案第3号「小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。現在酒匂幼稚園において実施している延長保育につきまして、通常は午前9時から午後2時までの保育時間が終了後、引き続き2時間(つまり午後4時まで)実施しておりますが、1時間延長して原則3時間(午後2時から午後5時まで)とし、さらに保育が午前中で終了する日も午後5時まで実施できることとするため、改正するものでございます。改正理由でございますが、酒匂幼稚園の延長保育につきましては、子育て支援策の一環として平成19年10月から実施しておりますが、最近利用者から「就労している方から、延長時間が16時まででは短い。」「午前中帰りの日も2時間(つまり午後2時)で終了してしまうのは困る。」という声が多く聞かれたため、この度の規則改正により改善を図ろうとするものでございます。規則の適用は、平成23年4月1日からでございます。以上で、規則改正案の説明を終わらせていただきます。

(質 疑)

桑原委員…延長すると勤務する方の超過勤務の手当が必要になると思いますが、どのような対応になるのでしょうか。

学校教育課長…現在臨時職員2名で対応していただいております。正規の職員も翌日の教育課程などについて学習しておりますし、直接対応する臨時職員の超過勤務手当は必要になりますが、対応は可能であると考えております。また、延長の保育料金は、月額4,000円負担していただいております。

桑原委員…幼稚園の先生方が心身ともに負担が大きくて、中々続かないという話を先日幼稚園の視察をさせていただいた際お聞きしました。視察した際も先生方がすごくよくやってらっしゃったので感心しました。

和田委員長…シングルが増えている時代でもありますので、預けている親としては、延長はとても助かるのではないかと思います。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(6) 日程第5 議案第4号 小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行にかかる協議について (教育総務課)

提案理由説明…教育長、教育総務課長

前田教育長…それでは、日程第5、議案第4号「小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行にかかる協議について」を御説明申し上げます。平成23年度の組織・機構については、随時御報告をしておりますが、地方自治法第180条の7に基づき、当該地方公共団体の長と市長部局の職員に補助執行させるための協議をするため行おうとするものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育総務課長…それでは、私から「議案第4号 小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行にかかる協議について」を御説明申し上げます。平成23年度の組織・機構につきましては、随時教育委員の皆様には御報告させていた

だき、先月の教育委員会1月定例会でも協議させていただきました。本日は、地方自治法第180条の7に基づきまして、教育委員会の権限に属する事務を市長部局の職員に執行させるため、市長と協議を行う必要がありますので、従来教育委員会で執行してきた生涯学習部の事務のうち、どの事務を補助執行とするかということと、市長と補助執行について協議してよろしいかということを審議していただくものでございます。2ページ目を御覧ください。1には、教育委員会が補助執行させる事務及び職員について記載してあります。この事務分掌につきましては、先月の定例会での協議事項の中で、一度その時点での検討状況について御説明させていただきましたので、今回は先月御説明させていただいた事項で変更があったものについて御説明させていただきます。まず、文化財課につきましては、組織・機構の改革に伴い、新設される埋蔵文化財係の事務分掌を明確化するため、「埋蔵文化財の発掘調査及び保存に関すること。」を追加したものでございます。次に、スポーツ課につきましては、「学校施設の開放（スポーツ開放に限る。）」に係る事務について、特に教育委員会や学校との協議、調整が重要であり、また、利用者に対して迅速かつ円滑に対応するため、補助執行へ変更いたしましたものでございます。そのほかでは、各所管における現行事務の内容を再確認し、字句の変更、表現の統一又は統合など、所要の整備を行うものでございます。この一覧が、教育委員会として市長部局の職員に補助執行させるべきと考えている事務になります。また、その後の2・3・4につきましては、これら補助執行を来年度から行うに当たっての留意事項などについて定めたものでございます。なお、今後の予定ですが、本日この教育委員会定例会で御審議をいただき、決定されましたら、市長にこの協議文書を提出したいと考えております。その後協議を行い、来月の定例会には「小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」の制定について御提案したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上で、「議案第4号小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行にかかる協議について」の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

(質 疑)

山口委員…地方自治法180条の7で協議するとあるのは、誰と誰が協議するのでしょうか。

教育総務課長…教育委員会と市長（市長部局）との協議になります。

前田教育長…補助執行をするということで、学校教育部が特化される形になります。やはり、文化・スポーツを除く社会教育・生涯学習の方にも我々に議決権があるということを認識しておく必要があると思います。教育委員会制度の趣旨に大きく反するなどのことがあれば、我々教育委員としては異議を申し立てなければならないと思います。あくまでも、教育委員会制度の趣旨を活かして社会教育・生涯学習も進めていくということです。

和田委員長…青少年相談センターはどうなるのでしょうか。

青少年課長…ここには、青少年課に関わる事業の中で、教育委員会として権限を有するものは、(1)から(3)まで記載されています。委員長からの御質問の青少年相談センターというのは、今後の自立や青少年相談の充実という視点で今後も青少年課にあります。この部分は市長部局の対応になるということになります。教育委員会からは外れて、今後は市長部局の方で対応する考え方になります。

和田委員長…あちらにも指導員や職員がいますが、その方々の身分は市長部局の職員になるということですね。

青少年課長…例えば、私青少年課長がいるとすれば、青少年課の事業が10個ある内に、教育委員会に残るのは3つだけになります。残りの7つについては、市長部局にいつてしまう。その中の1つに相談センターがあるということです。ですから、私は一人でいながら、仕事の半分は教育委員会というものを背負ってやっていく仕事と、今度は市長部局に移った、移管された事務として相談センターの運営にあたるということです。

和田委員長…中々分かりにくいですね。教育研究所の中にも教育相談というものがあって、青少年相談センターにもあって、どっちに相談していいのかということは市民は分からないと思います。今回は専門性が分かれるということなのかもしれません。

青少年課長…基本的には、青少年課はその両方を常に背負っている部分と、学校教育では相談の対象としていかがかという部分は青少年相談センターが今まで受けてきたわけですから、その辺は義務教育の部分と義務教育以外の部分、又は子育ての部分でも、子育て支援課が受けている相談もあれば、児童という意味で相談センターに来ているなど、相談機能というのは複数持っている方が、市民からすれば良いのではないかと思います。委員長が言われるように、線が引かれることで、分かりやすくなるという点ではありますが、教育委員会とのつながりは色んな部分で今後もございます。特に青少年課だけが、今の生涯学習部から子ども青少年部に移りますが、事務の1つには教育委員会との連携に関することが必ず入っていますので、そういった部分では教育委員会と今後も綿密な連携の中で生きてくると考えています。

和田委員長…と言うことは、今のところ年齢制限が原則20歳までの方ですよね。その年齢制限はどうなるのでしょうか。

青少年課長…現状では今のところ論じられておりませんので、過去からの経緯からすれば20歳までというのが、今ある青少年相談センターの相談対象者というふうになっていますが、もう既に子ども若者支援法など出ておりますので、そういう意味では、弾力的にやっていくということになるのではないかと思います。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(7) 報告事項 (1) 御用米曲輪整備計画(実施設計)の進捗状況について (文化財課)

文化財課長…それでは、私から「史跡小田原城跡御用米曲輪整備計画(実施設計)について」を説明させていただきます。資料2の進捗状況と史跡小田原城跡御用米曲輪整備計画実施設計素案(概要版)と計画の実実施設計素案を御覧ください。まず、右肩に資料2としてある「御用米曲輪整備計画(実施設計)の進捗状況について」を御覧ください。これまでの経過ですが、11月

26日には平成22年度第1回史跡小田原城跡調査・整備委員会において御用米曲輪整備の方向性や内容等を協議いたしました。12月27日には植栽専門部会の第1回の会議が開催されこの中で御用米曲輪の植栽のあり方につきまして協議いたしました。1月下旬に実施計画（素案）をまとめまして、1月29日に市民説明会を開催させていただき様々な御意見も頂きました。また、2月1日から2月14日までの期間、パブリックコメントを実施し、33件の御意見を頂いております。今後のスケジュールとなっておりますが、2月17日に第2回の植栽専門部会を開催し、さらに具体的にご協議をいただきました。パブリックコメントや部会での意見を踏まえた実施計画案を明日、開催いたします第2回史跡小田原城跡調査・整備委員会に提出し、御協議をいただくことになっております。続きまして、御用米曲輪実施計画素案について御説明いたします。お手元の「史跡小田原城跡御用米曲輪整備計画実施設計素案（概要版）」の1ページ目を御開きください。まず、「1 整備の基本方針(1)御用米曲輪の概要」でございますが、御用米曲輪は土塁と空堀で構成されていた戦国時代の面影を残している場所で本丸のすぐ北側にあり、江戸時代当時は、本丸と二の丸からしか入ることのできない重要なエリアでございました。幕府の命令で小田原藩が米を蓄えていた米蔵が最大で6棟建てられていました。御用米曲輪の名称は、この米蔵に由来しております。続きまして、2ページをお開きください。「(2)御用米曲輪整備の方向性」でございますが、御用米曲輪の整備につきましては、主に土塁の修復や曲輪内部の平場の修景を基本とし、米蔵などの建造物は復元的な手法ではなく、平面的な表示にとどめた整備といたします。「(3)御用米曲輪に残る遺構の状況」につきましては省略させていただきますが、これらの調査成果を反映させて整備計画を具体的に煮詰めてまいります。続きまして、2の「整備の手法」につきまして御説明させていただきます。「(1)仮設工事」と(2)の撤去工事につきましては省略させていただきます、「(3)造成工事計画」でございますが、ここで恐れ入りますが、概要版ではない方の『素案』の巻末に付けてございますA3片袖折の図面を御覧下さい。図面が全部で7枚ございますけれども、その5枚目右肩に「御用米曲輪整備平面図（整備全体図）」と題された

図面、こちらも併せて御開きください。図面左下側に「南側斜面」（概要版では「南側法面」）とありますが、こちらが天守閣に近い方になります。左手がJR東海道線側に面した「北西土塁」、右上が旭丘高校側に面した「北東土塁」となっております。このうち、北東土塁につきましては発掘調査の成果に基づき本来の形に戻し、土塁の上面は米蔵などの遺構と樹木の根の保護のため、最低限の盛土を行います。一方、南側法面と北西土塁につきましては、土塁法面下側に上から崩落してきた土砂が堆積し、曲輪の輪郭を不明瞭にさせていることから、これらの部分の切土と、野球場施設により削り取られている部分の盛り土による復旧を行います。なお、城址公園北入口から本丸へと登る通路は、管理用車両の出入りや身障者対応の動線確保の観点からそのまま残します。概要版に戻りまして、4ページの最上段「(4) 施設整備計画」でございますが施設等の設置は最小限にとどめてございます。「ア蔵の平面表示」でございますが、北東土塁上に3棟、広場の中央に3棟ございまして、これらの平面表示を行う予定です。最後に、「(5) 植栽計画」でございますが、「ア樹木の剪定・伐採について」にございますように、基本的な方針といたしまして遺構の保護と樹木の生育環境の維持を目的とした剪定・伐採を行ってまいります。これにつきましては、極端な景観・環境の変化が生じないよう配慮いたしますとともに、樹木の成長を考慮して計画的に行ってまいります。この中でもっとも市民の皆様のご関心が寄せられました北東土塁上のクスノキでございますけれども、5ページ「イ」にございますように、全体を保全していくことを前提といたしますが、植栽専門部会におきましてもクスノキのためにも剪定や間伐は必要との意見が多く寄せられました。そこで、樹形や植栽密度とともに、遺構との抵触状況や構造物撤去との兼ね合いも考慮したうえで、植栽配置を決定していくことといたしました。なお最後に、「キ整備後の植栽管理」におきまして、整備後の植栽管理の必要性と植栽専門部会での検討を踏まえた手順について述べさせていただいております。以上が史跡小田原城跡御用米曲輪整備計画実施設計素案の概要でございます。ここで、今一度資料の最初にお戻りいただき、2今後のスケジュールを御覧ください。明日の第2回史跡小田原城跡調査・整備委員会の協議を経た後、神奈川県・文

化庁との協議を踏まえ3月中旬までに計画を確定していきたいと考えています。なお、最終的に決定された内容につきましては4月以降に広報小田原などを通じ、広く周知してまいりたいと考えております。以上で報告事項「史跡小田原城跡御用米曲輪整備計画（実施設計）の進捗状況について」の説明を終わらせていただきます。

（質 疑）

和田委員長…やむを得ず伐採する木が出てきた場合、その木の利用というのはどのようになるのでしょうか。実は、山北町でも木を伐採した際、地元の彫刻家やNPOにおろして、道の駅などに展示・販売するなど活かされていました。小田原市はどうするのかと思ひまして質問いたします。

文化財課長…木の処理につきましては、この場所は県有地でございます、この土地に生えている立木は県有財産になると思われます。これにつきましては、今後再利用について県と協議いたします。

和田委員長…是非、市民の目に触れるような形で対応していただければと思います。

（その他質疑・意見等なし）

（8）その他 （1）「Q-U検査」のサンプルの配布について （教育指導課）

教育指導課長…前回の教育委員会定例会で、平成22年度3月補正予算について御審議いただいた際、「Q-U検査」のサンプルを委員の皆様にご提供させていただくことになっておりましたので配布させていただきます。後ほど御確認をいただき、何か不明な点等ございましたら御連絡いただければと思います。

（質疑・意見等なし）

（9）その他 （2）インフルエンザの発症と学級閉鎖について （学校教育課）

学校教育課長…インフルエンザの発症と学級閉鎖につきましては、8日と21日にファ

ックスで御連絡いたしました。内容につきましては、2月8日に三の丸小学校3年1組を学級閉鎖に、昨日は大窪小学校の3学年の2クラスで3日間の学年閉鎖を実施しております。症状ですが、インフルエンザの発症のほかに、通常の風邪の症状のお子さんも半分程度いらっしゃいまして、特にインフルエンザと診断された方で、現在重症化しているお子さんはおりません。学級閉鎖や学年閉鎖をした場合は、自宅学習ということで、なるべく外遊びや塾・習い事は控えていただく旨、学校を通じて保護者あて協力依頼を行っております。県内の状況ですが、インフルエンザの警報は発令中ではありますが、全国・県内とも減少傾向にあります。

(質 疑)

桑原委員…昨年家族にインフルエンザに発症した方が出た場合は、その家族はあまり外出しないほうが良いと伺いましたが、今年はそこまではやっていないのでしょうか。

学校教育課長…今回は新型ではありませんので、通常のインフルエンザの対応をしております。

(その他質疑・意見等なし)

(10) 委員長閉会宣言

平成23年3月24日

委 員 長

署名委員（桑原委員）

署名委員（山口委員）